

発展につながる活用方策を検討する」との答弁がなされました。しかし、「今津地域への説明が十分に果たされていない」「拙速な決断は避け、議論を尽くすべき」との理由により、採決の結果、賛成少数で再び否決となりました。

民意に問う

合併後初の住民投票へ

審査付託を受けた3月定例会総務常任委員会での採決の結果、「否決すべき」となったことをつけ、高島経済会から市長および議長に対して、民意を問う住民投票の発議が要請されました。

こうした要請に加え、庁舎整備費用の財源である合併特例債が平成31年度に活用期限を迎えるため、時間的な猶予もあまり残されていないとの理由から、

3月定例会最終日の3月27日、福井市長から、「高島市庁舎整備に関する住民投票条例案」が提案されました。

質疑や討論では、「投票日までの期間が短く、広報をする時間が足りない」「県議会議員選挙と執行日が同じであるため、選挙運動が制限される」「最低投票率が定められていない」等の反対意見もありましたが、「広く民意を聞くべき」との理由により、採決の結果、賛成多数で可決されました。



政策見直しへの期待と合併協定の重み

住民投票条例案の可決を受け、4月12日、庁舎整備に関する住民投票が執行されました。投票の結果、有効投票の3分の2を超える有権者が「現 新旭庁舎の改修および増築」を支持する一方、約30%を超える有権者が「今津町今津への新築移転」を支持されました。

過去の取り決めにとらわれることなく、将来に向けた政策の見直しに大きな期待が寄せられると同時に、合併協定は様々な議論を経て調印に至っており、軽々に扱ってはならないということ改めて認識させられる結果でもありました。

【開票結果】

有権者数 42,067人
投票者数 28,543人
投票率 67.85%

現 新旭庁舎の改修および増築に賛成 18,565票
今津町今津への新築移転に賛成 8,692票
※無効票 1,275票

